

(運用基準 様式3)

令和元年10月29日

交通局経営推進室

プロジェクト推進課

「横浜市営交通100周年にかかるブランディング業務委託」

契約結果

横浜市営交通100周年にかかるブランディング業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託者選定を実施した結果、次のとおり受託者を決定しました。

1 件名

横浜市営交通100周年にかかるブランディング業務委託

2 委託業務内容

- (1) 調査・分析に対する助言
- (2) ブランド要素の作成と整理
- (3) ワークショップ等の企画・開催
- (4) 周年事業業務にかかる監修

3 契約の相手方

横浜市中区海岸通4-24万国橋SOKO
株式会社 エヌディーシー・グラフィックス
代表取締役 金江 秀一

4 契約金額

3,498,000円

5 契約日

令和元年10月3日

6 評価結果

次表のとおり

業者名	得点
株式会社 エヌディーシー・グラフィックス	640

評価委員会の開催経過、提案書評価基準については、別紙のとおりです。

プロポーザル評価委員会開催記録

件名	横浜市営交通100周年にかかるブランディング業務委託
----	----------------------------

○評価委員会開催経過

委員会開催日時	令和元年7月29日 (月) 10:35~10:45								
委員会開催場所	会議室A								
評価委員の出席状況 「○」出席 「×」欠席	緒方 委員長	原口 副委員長	小林 委員	荒川 委員	赤松 委員	鶴岡 委員	福島 委員	上杉 委員	充足率
	○	○	○	○	○	○	○	○	8/8
事務局	経営推進室プロジェクト推進課 菅井課長、鎌倉係長、関口課員								
議事内容・作業内容	提案者に対するヒアリング及び提案書の採点・集計等について								
確認事項・作業内容等	<p>評価委員は、提案書を提出した1社に対して質疑応答を行い、提案書について、評価基準に基づき採点した。</p> <p>評価委員の評価点を集計し、合計点を確認のうえ、選考基準に基づき受託候補者として適当であると評価した。</p>								
発言要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・経験や業務実績は十分であり、デザイン力もある。横浜市交通局との関連実績もあり、信頼がおける。 ・ワークショップについては、複数回かつ段階的に進める提案があり、これを通じて交通局の意見や思いをくみ取っていきたい考えが分かった。 ・当局と一緒にしっかり協議していく姿勢が見られたので、交通局としても積極的に考えを示していく必要がある。 								

提案書評価基準

1 評価基準

評価項目	評価の主な着眼点	評価点				加算倍率	配点
		5	3	1	0		
(1) 業務実績 (計10点)							
業務実績	・周年事業等においてロゴ・ロゴタイプ・プロモーション動画などのブランドツールの制作実績があるか。	5件以上	3～4件	1～2件	実績がない	×1	5
	・横浜市関係の団体または交通事業者受託の経験が3件以上あるか。	6件以上	3～5件	1～2件	受託経験がない	×1	5
(2) 業務実施体制 (計15点)							
業務責任者	・ブランディング業務およびブランディングツール制作の経験年数や実績件数が十分か。	経験年数が5年以上かつ実績件数が5件以上	経験年数が3年以上かつ実績件数が3件以上	経験実績はあるが、経験年数が3年未満又は実績件数が3件未満	実績がない	×1	5
各業務の実施体制	・業務を確実にかつ迅速に実施できる体制や仕組みが整っているか。 ・実績や経験年数、人数等を総合的に見て、業務を遂行するために必要な体制となっているか。(経験者を担当を1人以上入れた複数人の体制になっているか)	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
緊急時の業務実施体制 会社組織としての業務実施体制	・やむを得ない理由により上記の体制が取れなくなった場合に、体制を整えられるか。 ・会社組織として業務実施体制が整っているか。	整っている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
(3) 業務の進め方 (計25点)							
基本的な考え方	・業務の特性を理解しているか。 ・基本コンセプトを理解しているか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
具体的な提案内容	・業務の効率的な進め方及び質の向上に係る具体的かつ実現可能な提案があるか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
必須提案事項	・次のことについて、具体的かつ実現可能な提案があるか。 -ロゴマーク・ロゴタイプを通したメッセージのアピールの仕方 -メッセージにあったデザイン転換の仕方 -プロモーション動画によるブランドイメージの伝え方	優れたノウハウがある	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×2	10
作業工程、参考見積もり	・作業スケジュール、参考見積もりは、実現性のあるものか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
(4) ブランディングの策定 (計45点)							
情報集約・分析力	・抽象的な概念や複雑な項目について整理ができるか。その分析に説得力があるか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×2	10
企画立案力・提案力	・アイデアの発展の方法について案があるか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×3	15
デザイン力	・抽象的な概念や情緒的な思い等を具体的にデザインできるか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×3	15
全般	・客観的な視点があるか。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
(5) プレゼンテーション (計5点)							
意欲・能力・誠実さ	・取組意欲はあるか。 ・実現性のある提案か。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
合計							100

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、4段階評価を行うことを標準とする。
- (2) 各委員が応募者ごとに審査項目に対し評点を付与し、各委員の得点の合計を合算した総合得点800点満点※のうち最も高い応募者を受託候補者として特定します。
※各委員100点満点×委員8人。欠席委員がいた場合は、出席委員人数分が満点となる。
- (3) 同点となった場合は、評価点5が多い者としします。
- (4) 同点となった場合で、評価点5が同数の場合には評価点3が多いものとしします。
- (5) (4)により特定できなかった場合には、評価委員会委員長の判断により特定します。
- (6) 評価基準「1(4)ブランディングの策定」について、評価点0があった場合は、受託候補者として特定しません。
評価基準その他の項目については、評価点0があった場合でも、原則として不特定とはしません。
- (7) 評価の主な着眼点は例示であり、各委員の評価にあたっては、各着眼点を参考に総合的に評価をするものとしします。